

2017年2月14日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 新QI契約 - 最終版の公表

### EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

2016年12月30日、米国内国歳入庁 (IRS) と米国財務省は、新QI契約-最終版 (Revenue Proc 2017-15) を公表しました。

2016年7月に公表されていた新QI契約案(EY Japan tax alert 2016年8月5日号ご参照)からの大きな変更はありませんが、適格デリバティブ取扱業者(以下「QDD」)に関する経過措置が追加される等、各業界からのコメントの一部が反映されたものとなっています。

新QI契約においては、QI責任者に内部統制の有効性を宣誓することを義務付け、QIガバナンスの強化に重きをおいたものになっていますので、QIである日本の金融機関においては、従来以上に慎重かつ適時・適切な対応が求められることとなります。

### 1. QI契約の更新

2017年1月1日より新QI契約を有効にするためには、2017年3月31日までにオンラインでの更新手続きが必要です。なお、当該更新作業は、FATCAポータルではなく、新たに設置されたQIポータル(QI/WP/WT Application and Account Management System)からの手続きとなります。

さらに、今回のQI契約更新作業においては、前回の契約更新作業のように、ポータルサイトにおいて単にチェックを付すだけでなく、QI専用アカウントをポータルサイト上に開設し、そこに必要な事項を入力して行う必要があり、相応に手間のかかるものとなっています。

<https://www.irs.gov/businesses/corporations/qualified-intermediary-system>

## 2. 法人顧客からの特典制限(Limitation of Benefits、以下「LOB」)条項の取得

QIIは、日米租税条約上の軽減税率を適用する法人顧客から、当該特典を受ける適格者であることの証明となるLOB条項を含む租税条約表明文書(Treaty Statement)を取得しなければなりません。

本追加情報の取得は、2016年4月に改訂された様式W-8BEN-E及び様式1042-S上の記載事項と平仄をあわせたものになっています。

新規法人口座に関しては、2017年1月1日より、既存法人口座に関しては、2019年1月1日までにLOB条項を含む租税条約表明文書の取得が必要となります。

さらに、従来、租税条約表明文書は状況の変化がない限り、無期限に有効とされてきましたが、今後は様式W-8BEN-E同様、3年(暦年ベースで丸3年)毎の更新が必要となります。

## 3. QI契約案からの主な変更点(要旨)

### (1) QDDに係る経過措置

2017年1月1日以降、米国株式等を参照する一定のデリバティブ金融商品から支払われる配当見合い額は、米国源泉税の対象となっています。

当該源泉税を回避するためには、QIIはQDDステータスの取得が必要となりますが、2017年度は経過措置としてデルタ値が1の対象取引に関する支払いのみが対象とされ、それ以外の取引に係る米国源泉徴収が免除されています。

また、2017年度については、QDD業務において、最善の誠意を持って対応する限り、QDD業務に係る内部統制の有効性についての定期検証および宣誓は対象外となります。

### (2) 内部統制に関する宣誓対象期間と対応期限

新QI契約に基づく初回の宣誓対象期間は、2015年度から2017年度の3年間ですが、そのうちの1年間を定期検証の対象年度として選択し、その有効性の検証を行う必要があります。

2015年度あるいは2016年度を定期検証の対象年度として選択する場合は、QI責任者によるIRS宛での宣誓期限に変更はなく、従前の公表通り、2018年7月1日までにを行う必要があります。一方、2017年度を選択する場合には、宣誓期限が6ヵ月延長され、2018年12月31日となりました。

### (3) 検証人の独立性・適格性

新QI契約案が公表された際には、検証人の独立性に関する基準の明確化が強く要望されていましたが、独立性の判断は、事実関係や状況(QI遵守態勢を構築した者と検証人の関係性や関与度合い等)により判定されるべきであり、一律に決まるものではないという理由から、新QI契約案に記されている以上に詳細なものは、今回公表された新QI契約-最終版においても規定されていません。

なお、新QI契約において、検証人は外部／内部いずれの者でも構わないとされていますが、内部検証人であれば、QI手続きや関連システムの構築に携わった者等は、独立性を欠くとされています。また、外部検証人においては、個人やチームベースではなく、会社ベースで独立性基準が適用されるべきと明記されています。よって、内部・外部いずれの検証人が、検証を行う場合であっても、検証過程において、独立性を維持するためには、自らの作業を検証する状況ではなく、新たな目で検証を行うことが肝要です。

### (4) 定期検証におけるサンプリング・過少源泉税額

定期検証において、サンプリングが認められるQI口座数は、50から60と変更されています。また、サンプリング手法の一つとして、スポットチェック手続きも認められることになりました。

サンプリングにより発覚した過少源泉税額において、推定過少源泉税額の総額計算は検証人が行うのではなく、IRSの裁量に委ねられることに変更されています。

### (5) 新QI契約の有効期間

QI契約の有効期間が3年から6年に延長され、2017年1月1日から有効となる新QI契約は、2022年12月31日まで有効となります。

同時に公表された、外国(法)人に支払う特定の米国源泉所得に係る源泉徴収制度に係る最終・暫定規則(TD 9808、REG-134247-16)、FATCAに係る追加指針を規定する最終規則及び暫定規則(T.D.9809)、改訂版FFI契約書(Revenue Proc 2017-16)、外国金融機関(FFI)等に課せられる検証や宣誓要件に関するガイダンス(REG-103477-14)に関しては、別のニュースレターにてご案内しておりますので、そちらも合わせてご高覧ください。

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20170214

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)